

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の章又は条に対応する改正前の欄の章又は条が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の章又は条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>第4章 廃棄物の適正な処理の推進（第19条 <u>第26条の2</u>）</p> <p>第8章 雑則（第38条 <u>第41条</u>）</p> <p>第9章 罰則（第42条・第43条） （資源物の収集又は運搬の禁止等）</p> <p>第26条の2 市長は、資源物の再利用又は再生利用を促進するため、処理計画で定めるごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）に、規則で定めるところにより看板その他の方法で、資源物の持ち去りを禁止する旨の表示をするものとする。</p> <p>2 市及び市と廃棄物の収集又は運搬に係る委託契約を締結している事業者以外の者は、前項の表示があるごみ集積所に排出された廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>3 市長は、市と廃棄物の収集又は運搬に係る委託契約を締結している事業者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。 （春日部市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第40条 第26条の2第3項の規定による命令については、春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）第3章の規定は、適用しない。 （委任）</p> <p><u>第41条</u>（略）</p> <p>第9章 罰則</p> <p>第42条 第26条の2第3項の規定による命令に違</p>	<p>第4章 廃棄物の適正な処理の推進（第19条 <u>第26条</u>）</p> <p>第8章 雑則（第38条 <u>第40条</u>）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第40条</u>（略）</p>

反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。